

東大阪市国土強靱化地域計画【概要版】

令和5年3月

第1章 総則

第1 趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、地方公共団体も基本計画と調和する形で地域の状況に応じた施策等を総合的に推進するための枠組みが整備された。

本市では、平成30年6月の「大阪府北部を震源とする地震」、7月の豪雨、9月に襲来した台風21号の教訓、また近い将来高い確率で発生が懸念される南海トラフ地震への対応を踏まえ、基本法第13条に基づき、「東大阪市内国土強靱化地域計画」を策定する。

第2 計画の位置づけ

国の「国土強靱化基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を確保し、また本市総合計画との整合を図る。また、基本法第14条に基づき、国土強靱化に係る事項については、本市の他の個別計画等の指針となる。

第3 期間

計画期間は、令和2年度から12年度までの11年とする。なお、国土強靱化基本計画や大阪府強靱化地域計画との調和、今後の社会・経済情勢等を考慮し、本市のレジリエンスに資するため新たな取り組み等の必要が生じた場合など、PDCAサイクルを通じて計画期間中においても随時見直しを行う。



第2章 東大阪市の特性

第1 市勢

人口、土地利用、東大阪市の歴史を示す。

第2 自然的条件

| | |
|----------|--|
| 地勢 | 大阪府東部の内陸部に位置し、地形は生駒山地の傾斜地と標高5m前後の平坦部が広がっており、思智川、玉串川、第二寝屋川、長瀬川が南から北に流れ、寝屋川を経て大阪湾に注いでいる。 |
| 気候 | わが国中央部に位置し、瀬戸内性気候に属する。降雨量は、過去5年間に於ける年平均1,424.2mm/年で、令和2年は7月が最も多く413.0mm/月、次に多かった10月は205.0mm/月を記録している。 |
| 地質 | 低地部は未固結の砂や粘土からなる沖積層が表層部を被覆している。山麓部は、段丘堆積物や扇状地堆積物等で被われ、山地は基盤岩で領家複合岩類の花崗岩等で構成されている。 |
| 活断層 | 本市周辺には多数の活断層が存在しており、本市山地部及び山麓部を南北には、生駒断層が縦走している。 |
| 土砂災害警戒区域 | 市域東部に位置する生駒山麓部一帯は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されており、一部には急傾斜地崩壊危険箇所が存在しており、雨水の浸透や地震等によるがけ崩れなどの土砂災害発生の可能性がある。 |

第3 大規模自然災害により想定される被害

| | |
|-----------|--|
| 地震 | 生駒断層帯地震 東地域に南北に縦走する生駒断層帯による内陸型地震・直下型地震による被害が想定される。 |
| 南海トラフ巨大地震 | 概ね100~150年間隔で発生している南海トラフ地震は、前回の昭和東南海地震（1944年）発生から70年以上が経過し、次の発生の切迫性が高まっており、被害が想定される。 |
| 台風 | 本市における台風の被害は、第二室戸台風（昭和36年9月16日）によるものが最大で、床上浸水7,673戸、床下浸水9,064戸が挙げられ、強い暴風雨と高潮によって発生したものである。昨今の強く巨大な台風発生による外水氾濫や内水氾濫による被害が想定される。 |
| 集中豪雨 | 大阪府では「大阪府都市型水害対策検討委員会」を設置し、寝屋川流域における浸水予測（シミュレーション）を実施しており、本市もこのシミュレーションの想定条件である東海豪雨水害と同等の規模が想定される。 |
| 土砂災害 | 平成25年9月15日から16日の台風第18号による大雨により、善根寺町6丁目ではがけ崩れが発生し、がけ崩れの対象地域に避難指示を発令した。その後も平成29年10月の台風21号、平成30年7月の西日本豪雨により、善根寺町6丁目、日下町8丁目、五条町、上六万寺町などでがけ崩れが起り被害が発生しており、今後も豪雨や地震により生駒山地、山麓地域の傾斜地崩壊危険箇所及び建築基準法で定められる災害危険区域でのがけ崩れ、土石流危険渓流からの土石流、山地災害危険地区からの土砂流出や山腹の崩壊、宅地造成工事規制区域におけるがけ崩れや土砂の流出が想定される。 |

第4 過去の主な災害

地震、風水害の過去の歴史を市史、消防白書、気象庁・大阪府資料等を参考に掲載。

第3章 基本的な方針

第1 実現すべき将来の都市像

本市第3次総合計画基本構想と整合し、「感動創造都市」の実現をめざす。

第2 基本的な考え方

大規模自然災害等に備え、あらゆるリスクを見据えつつ、強くしなやかな行政機能や地域社会、地域経済をつくりあげるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する各種施策を総合的・計画的に推進する。

第3 計画の性格

レジリエンスの観点において、本市の様々な分野の計画等の施策推進の指針となる性格を有し、まちづくり政策・経済政策も含めた総合的な計画として策定する。

第4 基本目標

- （1）人命の保護が最大限図られること
- （2）市及び社会の重要機能が致命的障害を受けず維持されること
- （3）市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- （4）迅速な復旧復興

第5 事前に備えるべき8つの目標（カテゴリ）

- （1）人命の保護が最大限図られる。
- （2）救助・救急、医療活動が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
- （3）必要不可欠な行政機能を確保する。
- （4）必要不可欠な情報通信機能を確保する。
- （5）経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- （6）生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- （7）制御不能な二次災害を発生させない。
- （8）地域社会・経済が再建・回復できる条件を整備する。

第6 施策推進にかかる基本方針

次の項目を念頭に、短期的な視野に偏らず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野をもって施策を推進する。

1. 効率的・効果的な施策推進

施設整備・耐震化、代替施設の確保等のハード対策のみでなく、訓練・防災教育等のソフト対策について、災害リスクや本市の状況に応じた適切な組み合わせに留意し効果的に施策を推進する。

2. 「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせ

市、民間事業者、市民が常に「自助」「共助」「公助」の役割分担を意識しつつ、各々が連携・協力のものと、主体的に行動することを施策推進の基礎とする。

3. 平時における利活用

非常時に効果を発揮するとともに、平時からの利活用や経済活動にも資する取り組みを推進することにより社会資源の整備にもつながるもの。

第7 施策の推進

関連する個別計画等を踏まえた施策の推進及びPDCAサイクルによる計画の推進

| 第4章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定 | | 第5章 脆弱性の分析・評価 | | 第6章 リスクへの対応方策基本的な方針 | |
|---|--------------------------------|---|--|--|--|
| 事前に備えるべき目標 | | リスクシナリオ （起きてはならない最悪の事態） | 脆弱性の分析・評価を踏まえ、推進が必要となる主な施策 | | |
| 1 人命の保護が最大限図られる | 1-1 | 建物・交通施設等の複合的・大規模破壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 | 防災知識の普及啓発、耐震・耐火防火水槽等の整備、建築物の耐震対策の促進、要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難の確保、緊急避難場所の整備、鉄軌道施設の防災・安全性等向上、東大阪市認定道路に架かる橋梁の修繕・補強、都市計画道路の整備、駅前交通広場の整備、連続立体交差事業の推進、密集住宅市街地整備促進、市立施設の耐震化、市営住宅の耐震化、管理不全な空き家の発生・放置予防策、応急給水体制の整備 | | |
| | 1-2 | 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災 | 火災予防対策の推進による建物の安全性の向上、鉄軌道施設の防災・安全性等向上、市立施設の耐震化、民間建築物の耐震化促進 | | |
| | 1-3 | 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 | 雨水増補管等整備、放流幹線の整備、既設下水道施設の耐震化、ポンプ運転調整、施設の老朽化対策（下水道ストックマネジメント計画の推進）、治水施設の整備 | | |
| | 1-4 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生 | 外国人に対する支援体制整備、災害情報収集伝達体制の整備、防災知識の普及啓発、要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難の確保、在宅の高齢者・障害者等の要配慮者対策の推進、防災関係機関の災害対応力の向上 | | |
| | 1-5 | 避難路における通行不能 | 連続立体交差事業の推進、東大阪市認定道路に架かる橋梁の修繕・補強、都市計画道路の整備、駅前交通広場の整備、鉄軌道施設の防災・安全性等向上、既設下水道施設の耐震化、施設の老朽化対策（下水道ストックマネジメント計画の推進） | | |
| | 1-6 | 広域の河川氾濫等に起因する浸水による死傷者の発生 | 消防車両・資機材等の整備、消防職・団員の育成と訓練の推進、要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難の確保、治水施設の整備、防災関係機関の災害対応力の向上 | | |
| | 1-7 | 豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生 | 宅地耐震化の推進、私有林の保全、防災上課題が少ない地域への居住誘導、土砂災害防災支援、市有地の適正管理 | | |
| | 1-8 | 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 | 災害情報収集伝達体制の整備、学校における防災教育の推進、企業防災の促進、在宅の高齢者・障害者等の要配慮者対策の推進、要配慮者利用施設の円滑かつ迅速な避難の確保、鉄道事業者が実施する災害対策への協力 | | |
| | 1-9 | 地震により道路網寸断及び消火栓使用不能のため、火災が延焼拡大し死傷者が発生 | 消防車両・資機材等の整備、耐震性防火水槽等の整備 | | |
| | 1-10 | 事態把握の遅れ等による死傷者の発生 | 災害情報収集伝達体制の整備 | | |
| 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われる（救いがなされない場合の必要な対応を含む） | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 | 備蓄物資の充実、防災知識の普及啓発、上水道施設の更新及び耐震化、上水道管路の更新及び耐震化、応急給水施設の整備及び維持管理、給水危機管理の機能強化 | | |
| | 2-2 | 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足 | 受援体制の整備、自主防災体制の整備、応急手当普及啓発の促進、消防職・団員の育成と訓練の推進、災害拠点病院との連携強化 | | |
| | 2-3 | 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶 | 備蓄燃料の確保、庁舎設備機器の整備、受援体制の整備 | | |
| | 2-4 | 多数の帰宅困難者の発生 | 防災知識の普及啓発、緊急避難場所の整備、企業防災の促進、帰宅困難者支援体制の整備、応急給水体制の整備 | | |
| | 2-5 | 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺 | 災害時における消防と医療機関等との連携強化、受援体制の整備、災害拠点病院との連携強化 | | |
| | 2-6 | 被災地における疫病、感染症等の大規模発生 | 備蓄物資の充実、生活ごみ・災害廃棄物の適正処理、受援体制の整備、放流幹線の整備、雨水増補管整備、既設下水道施設の耐震化 | | |
| | 2-7 | 災害救助における活動拠点、資機材等の不足 | 備蓄物資の充実、受援体制の整備、緊急避難場所の整備 | | |
| | 2-8 | 緊急輸送路等での途絶により救助・救命活動や支援物資の輸送ができない事態 | 災害拠点病院との連携強化、受援体制の整備、都市計画道路の整備、駅前交通広場の整備、連続立体交差事業の推進、既設下水道施設の耐震化 | | |
| | 2-9 | 多数の災害関連死の発生 | 良好な避難所環境の整備、受援体制の整備 | | |
| | 2-10 | 救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態 | 消防団の装備・訓練等の充実強化、消防職・団員の育成と訓練の推進、緊急避難場所の整備、受援体制の整備 | | |
| 3 必要不可欠な行政機能を確保する | 3-1 | 市役所職員・施設等の被災による機能の大幅な低下 | 庁舎設備機器の整備、業務継続計画の適切な運用、自主防災体制の整備、受援体制の整備、良好な避難所環境の整備、消防庁舎・設備の整備、職員の資質・能力の向上、消防職・団員の育成と訓練の推進、防災拠点としての新水道庁舎整備の検討 | | |
| | 3-2 | 災害時における市立東大阪医療センター等病院施設の浸水・倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止 | 災害拠点病院との連携強化、受援体制の整備 | | |
| | 3-3 | 被災者へのきめ細やかな支援の不足による心身の健康被害の発生 | 職員の資質・能力の向上、受援体制の整備、自主防災体制の整備、備蓄物資の充実、防災知識の普及啓発、良好な避難所環境の整備、物資配送センターの円滑な運営 | | |
| | 3-4 | 防災関係機関や民間企業との連携がとれず災害対策が麻痺 | 職員間の連携・訓練の推進、職員の資質・能力の向上、受援体制の整備、防災関係機関の災害対応力の向上 | | |
| | 3-5 | 大きな被害を受けた近隣の市町村との相互応援体制が麻痺 | 受援体制の整備 | | |
| | 4-1 | 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止 | 庁舎設備機器の整備、良好な避難所環境の整備、備蓄燃料の確保、消防庁舎・設備の整備 | | |
| | 4-2 | テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な伝達できない事態 | ウェブサイトの適切な運用管理、庁舎設備機器の整備、災害情報伝達体制の整備、地域コミュニティの再生・活性化の推進、良好な避難所環境の整備 | | |
| | 4-3 | 防災行政無線施設の損壊による情報提供機能の長期停止 | 災害情報収集伝達体制の整備、公衆無線LAN環境整備、地域コミュニティの再生・活性化の推進 | | |
| | 4-4 | 情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態 | 情報通信体制の整備、災害情報収集伝達体制の整備、地域コミュニティの再生・活性化の推進、良好な避難所環境の整備 | | |
| | 5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下により後年度にわたり取引が回復しない事態） | 企業防災の促進、既設下水道施設の耐震化、雨水増補管等整備、放流幹線の整備、計画の見直しによる下水道の整備 | |
| 5-2 | | 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止 | 企業防災の促進 | | |
| 5-3 | | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 | 企業防災の促進 | | |
| 5-4 | | 融資サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態 | 企業防災の促進 | | |
| 5-5 | | 食料等の安定供給の停滯 | 企業防災の促進、東大阪市認定道路に架かる橋梁の修繕・補強、都市計画道路の整備、鉄軌道施設の防災・安全性等向上、上水道施設の更新及び耐震化 | | |
| 5-6 | | 事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滯 | 大阪モノレール南伸、連続立体交差事業の推進、東大阪市認定道路に架かる橋梁の修繕・補強、都市計画道路の整備、駅前交通広場の整備、鉄軌道施設の防災・安全性等向上 | | |
| 5-7 | | 観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滯 | 企業防災の促進、大阪モノレール南伸、連続立体交差事業の推進、東大阪市認定道路に架かる橋梁の修繕・補強、都市計画道路の整備、駅前交通広場の整備、鉄軌道施設の防災・安全性等向上 | | |
| 5-8 | | 物流機能等の大幅な低下 | 連続立体交差事業の推進、東大阪市認定道路に架かる橋梁の修繕・補強、都市計画道路の整備、駅前交通広場の整備、鉄軌道施設の防災・安全性等向上 | | |
| 6-1 | | 上水道等の長期間にわたる供給停止 | 上水道施設の更新及び耐震化、上水道管路の更新及び耐震化、応急給水施設の整備及び維持管理、応急・復旧用資機材の備蓄、給水危機管理の機能強化、受援体制の整備、防災知識の普及啓発、防災拠点としての新水道庁舎整備の検討 | | |
| 6-2 | | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | 生活ごみ・災害廃棄物の適正処理、既設下水道施設の耐震化、施設の老朽化対策（下水道ストックマネジメント計画の推進） | | |
| 6 生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 6-3 | 地域交通ネットワークが分断する事態 | 大阪モノレール南伸、道路の維持管理・補修、鉄軌道施設の防災・安全性等向上、連続立体交差事業の推進、都市計画道路の整備、駅前交通広場の整備、既設下水道施設の耐震化 | | |
| | 6-4 | 異常高水等により用水の供給の途絶 | 受援体制の整備 | | |
| | 6-5 | 避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態 | 職員の資質・能力の向上、受援体制の整備、自主防災体制の整備、良好な避難所環境の整備、要配慮者配慮体制の整備 | | |
| | 6-6 | 防災拠点・避難場所等（公共施設）における長期間による電気、ガス、燃料の供給停止 | 庁舎設備機器の整備 | | |
| | 6-7 | ライフライン（電気、情報通信、燃料等）の長期にわたる機能停止 | 救護物資の確保、庁舎設備機器の整備、受援体制の整備 | | |
| | 6-8 | 農業用水の長期間にわたる機能停止 | 都市農業活性化及び農地活用の促進、農業用水路の改修 | | |
| | 7-1 | 市街地での大規模火災の発生 | 防災訓練の実施、緊急避難場所の整備、連続立体交差事業の推進、密集住宅市街地整備促進事業 | | |
| | 7-2 | 沿線・沿道の建物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺 | 鉄軌道施設の防災・安全性等向上、都市計画道路の整備、駅前交通広場の整備、連続立体交差事業の推進、民間建築物の耐震化促進 | | |
| | 7-3 | ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 | ため池の適正管理、水害予防対策の推進、既設下水道施設の耐震化 | | |
| | 7-4 | 有害物質の大規模拡散・流出 | 市内施設の監視指導、有害物質の大規模拡散・流出防止、危険物災害予防対策の推進 | | |
| 7 制御不能な二次災害を発生させない | 7-5 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 | 都市農業活性化及び農地活用の促進、私有林の保全、農業用水路の改修 | | |
| | 7-6 | 避難所等における環境の悪化（エコノミーズ症候群や精神的苦痛） | 良好な避難所環境の整備、受援体制の整備、自主防災体制の整備、福祉避難所の充実 | | |
| | 7-7 | 住宅供給困難な状態が継続することによる長期にわたる避難所生活 | 良好な避難所環境の整備、自主防災体制の整備 | | |
| | 7-8 | 原子力発電所の事故による放射線物質の放出 | 東大阪のPMマニュアルの活用、災害拠点病院との連携強化、受援体制の整備 | | |
| | 7-9 | 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態 | 消防車両・資機材等の整備、耐震性防火水槽等の整備 | | |
| | 8-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の滞りにより復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 受援体制の整備、生活ごみ・災害廃棄物の適正処理 | | |
| | 8-2 | 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 受援体制の整備 | | |
| | 8-3 | 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 地域コミュニティの再生・活性化の推進、受援体制の整備 | | |
| | 8-4 | 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 大阪モノレール南伸、鉄軌道施設の防災・安全性等向上、都市計画道路の整備、駅前交通広場の整備、連続立体交差事業の推進、既設下水道施設の耐震化、受援体制の整備、下水道BCP | | |
| | 8-5 | 被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態 | 東大阪市被災者の生活再建支援システムの運用 | | |
| 8-6 | 応急仮設住宅等の住居確保対策の遅延による避難生活の長期化 | 管理不全な空き家の発生・放置予防対策 | | | |
| 8-7 | 文化の魅力あふれるまちの復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 重要文化財建造物の耐震化 | | | |

上記の施策に基づく
具体的事業・取組み数：200

第6章 リスクへの対応方策 **第7章 重要業績指標（KPI）の設定**

第2 重点施策

1. 重点施策

直面するリスクを踏まえて、影響の大きさ、重要性、緊急度、平常時の活用を考慮して上記に示す全ての施策を重点施策とする。

2. 関係府省庁所管交付金・補助金における「重点化」に関する施策・事業

実施予定の関係府省庁所管交付金・補助金における「重点化」に関する施策・事業を「別表5」に示す。

第7章 重要業績指標（KPI）の設定

施策・事業の実施及び本計画の進捗管理のため、重要業績指標（KPI）を設定する。

本計画は、重要業績指標（KPI）の検証に基づき、PDCAサイクルを通じて、随時見直しを行う。